

プティット富士中央保育園（重要事項説明書）

1 運営主体

名称	ヤクルトチャイルドサポート株式会社
所在地	広島県広島市西区福島町1丁目23-13
電話番号	082-532-8960
代表者氏名	宇多川 清美

2 利用施設

種類	小規模保育事業A型	
名称	プティット 富士中央保育園	
所在地	富士市青葉町75	
管理者	土橋 聖子	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童	
利用定員	1歳児クラス、2歳児クラス	16人
	0歳児クラス	3人
開設年月日	令和6年4月1日	

3 保育理念

5本の柱で子どもの「こころ」と「からだ」を育てていきます

- (1)生きる力を育てる
- (2)思いやりの心を育てる
- (3)想像力を育てる
- (4)健康であることを大切にする
- (5)自然を大切にする

4 施設の概要

建物	建築面積 172.54 m <sup>2</sup>
	延床面積 132.49m <sup>2</sup>
施設の内容	1階 保育室・乳児室・調理室

5 職員体制

職員	人数
管理者(所長)	1名
保育リーダー	1名
保育士	9名
管理栄養士・調理員	3名

6 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日～土曜日
開所時間	7:00～18:00
保育標準時間	7:00～18:00
保育短時間	8:30～16:30
	(7:00-8:30 16:30-18:00延長保育:料金別途徴収)
閉所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

## 7 提供する保育等の内容

- (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供
- (2) 食事の提供

自園調理による提供

献立表は毎月末にお渡しします。

アレルギーの方はアレルギー表を提出ください。

給食費：保育料に含まれます。

## 8 利用料金

- (1) 保育料

富士市の定める保育料

毎月10日までに持参ください。(10日が休日の場合は翌開園日)

- (2) 実費徴収

保育料のほかに、保護者にご負担いただくものとして次のものがあります。

① カラー帽子 入園時1060円

② 絵本 毎月410円

- (3) 延長料金

30分100円

延長料金は、月末請求になります。

保育短時間	8:30～16:30
	(7:00～8:30 16:30～18:00延長料金別途徴収)

## 9 利用の終了に関する事項

当園は次のいずれかに該当する場合には、保育を終了します。

- (1) 利用児童が、満3歳を迎えた年の年度末
- (2) 児童の保護者が子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 10 連携施設

- (1) 連携内容

園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

- (2) 連携施設

連携施設名称	蓼原保育園
所在地	〒416-0931 富士市蓼原868-7
電話番号	0545-61-0683

## 11 嘱託医

- (1) 内科・小児科

医療機関の名称	医療法人社団法人富岳会 小川小児科内科医院
院長名	小川雅久
所在地	〒417-0809 富士市中野568-4
電話番号	0545-36-0321

(2) 歯科

医療機関の名称	むらかみ歯科クリニック
院長名	村上和也
所在地	〒417-0056 富士市日乃出町23-5
電話番号	0545-51-1051

12 緊急時における対応方法及び非常災害対策

緊急事態が発生した場合には、登録を頂いている、緊急連絡先等に速やかに連絡をいたします。

避難場所	第1避難場所 園庭 第2避難場所 富士市立富士中央小学校
園児の引渡し方法	避難カードで確認の上、お渡しする
非常時の対応	災害用伝言ダイヤルの活用 緊急連絡先への連絡
避難・防災訓練	毎月実施 年1回通報訓練(消防署員参加)

13 要望・相談窓口

担当者	管理者 土橋 聖子
受付方法	担当保育士までお申し出ください

14 保険に関する事項

加入保険の種類	・総合賠償責任保険(身体1名5,000万円・1事故50,000万円 財物1事故5,000万円)
	・日本スポーツ振興センター保険(死亡見舞金2,800万円・負傷・疾病療養に要する費用の5,000円以上のもの)
加入保険の内容	管理者 土橋 聖子

15 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供することがあります。

16 虐待防止の為の措置

- ・園児の人権の擁護・虐待等の防止の為に
- ① 虐待を防止する為の職員に対する研修の実施
- ② 園児の家族からの苦情処理体制の整備
- ・開園時間中に職員または保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかにこれに関係機関に通報します。